コーポレート・ガバナンス

議決権行使の円滑化

当社は、多くの株主様に参加していただけるよう、株主総会 開催日を集中日を避けて設定しています。第70期定時株主 総会は、2017年6月27日(火)に開催しました。

株主総会の招集通知は、開催日の3週間前を目安とする早 期発送に努め、第70期定時株主総会では21日前に発送し ました。加えて、当社ウェブサイト、TDNETおよび議決権行 使プラットフォームに、主に国内外の機関投資家の利便性向 上を目的に、招集通知を5月31日に開示しました。

なお、2009年6月開催の第62期定時株主総会から、電磁 的方式(PCおよび一部の機種等を除く携帯電話)による議決 権の行使を可能にしています。また、招集通知英訳版を作成 し、日本語版と同じタイミングで「議決権行使プラットフォー ム」および当社ウェブサイトに掲載するとともに、決議結果に ついても、英訳版を当社ウェブサイトに掲載しています。

投資家との対話

当社は、株主総会や決算説明会等で株主との建設的な対話 を図るとともに、当社コーポレートサイトにおいて適時・適切 に情報を開示しています。機関投資家に対しては、証券会社 による説明会への参加などを通じて対話に努めるほか、中 間・通期の決算発表の際に説明会を開催しています。

投資家との対話の状況

アナリスト・機関投資家向け ……

- •定期的説明会:中間決算および期末決算開示後
- •スモールミーティングおよび個別ミーティング: 基本的に四半期ごと

※代表者自身による説明あり

海外投資家向け

• 定期的説明会

欧州などでのミーティング:2017年3月期 1回 米国の投資家との電話会議:2017年3月期1回

※代表者自身による説明あり

コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の強化を進めるとともに、法 令や倫理に適った事業活動の重要性を、本社をはじめ子会 社、フランチャイズ店舗を含むオートバックスグループの全 店に周知徹底しています。

法令や企業倫理の遵守は当然のことです。その大前提のも と、すべてのステークホルダーの正当な期待に応える「行動 規範」と「行動指針」を明確に定義し、それらを基本原理とし て、当社内にとどまらずフランチャイズチェン加盟法人に対し ても、コンプライアンスの徹底と啓発活動を推進しています。 コンプライアンス状況を点検する仕組みとして、関連部門で 構成する「コンプライアンス事務局会議 |を毎月実施し、「行 動規範 | 「行動指針 | から外れた行為の有無について確認し ています。問題が認識された場合には迅速に対応する体制 を構築しています。

リスクマネジメント

当社は、リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行 うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合に 被害拡大防止や損害・損失の極小化を図る危機管理態勢を 統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立しています。 代表取締役社長執行役員を委員長とするリスクマネジメン ト委員会が、リスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針 およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネ

リスクマネジメント委員会は年次でリスク課題を設定し、そ の実行状況をモニタリングしています。また、内部統制・法 務・監査・お客様対応を担当する各部門が連携することで、 リスクマネジメント委員会によるモニタリング等を補佐しま した。このほか、総務担当執行役員は、「重大事案報告」に関 するルールに基づき、取締役会に重大事案の発生状況や措 置等について報告するとともに、監査役会その他関係部署 とも情報を共有しました。

ジメント活動を円滑、適正に推進しています。

取締役会評価について

当社は、取締役会がその役割を適切に果たしていることを検証し、また、取締役会 における課題を見出し、継続的に改善を行うことを目的として、取締役会の実効 性に関する分析・評価を行っています。

この結果、現状の当社取締役会は、概ね適切に機能していることが確認されまし た。特に、取締役会の構成や議題の設定は適切であり、オープンで活発な議論を 行うことができる環境のなか、建設的かつ十分な議論を通じて適切な監督が行わ れていると評価されました。一方で今後の課題として、中長期的な経営方針・戦略 の進捗状況等のモニタリングを行い、それに基づく議論を十分に行うことにより、 監督機能の強化を図る必要が確認されました。

